総契第 20 号

公　　告

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（GEPS）で行う対象案件です。

令和7年1月23日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹

記

1 競争入札に付する事項

(1)　契約件名　排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

(2)　契約内容　仕様書のとおり

(3)　納入期限　令 和 8 年 3 月 31 日

(4)　納入場所　仕様書のとおり

(5)　入札方法　電子調達システム（GEPS）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

（証明書等提出期限）　令 和 7 年 2 月 6 日 17 時 00 分

（提出方法）

・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

(1)確認書（電子調達用）
(2)資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口に直接提出又は郵送により提出すること。
（ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る）

(1)紙入札方式参加願（紙入札用）
(2)資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2－1－3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361　（内線 2821 ）

5 入札説明書の交付期間、交付方法

（入札説明書等の交付期間）

令 和 7 年 1 月 23 日 か ら 令 和 7 年 2 月 6 日 ま で

（交付方法）

入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限　令 和 7 年 2 月 18 日 17 時 00 分

7 開札の日時場所　令 和 7 年 2 月 19 日 15 時 20 分　海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金　免除

9 入札の無効　本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否　要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先　海上保安試験研究センター
042-526-5630　（知念　内線86-265）

本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入　札　説　明　書

（最低価格落札方式）

契約番号：総契第　20　号
契約件名：排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

項目及び構成

１　契約担当官等
２　調達内容
３　競争参加資格
４　入札参加申込手続き
５　入札書及び関係書類の提出場所等
６　その他

別紙－1　入札書（海上保安庁様式）
様式－１　紙入札方式参加願
様式－２　紙契約方式承諾願
様式－３　確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－４　電子証明書変更承諾申請書
様式－５　期間委任状
様式－６　都度委任状
別冊　契約書（案）
別冊　仕様書

入　札　説　明　書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（　令和７年１月23日付）　　に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹

２　調達内容
⑴　契約件名
排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理
⑵　契約内容
仕様書のとおり
⑶　納入期限
令和8年3月31日
⑷　納入場所
仕様書のとおり
⑸　仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒190-0015　東京都立川市泉町１１５６
海上保安試験研究センター　知念
042-526-5630　　（内線86-265）

⑹　入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
①　入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
③　入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
⑺　入札保証金及び契約保証金　　免　除

3　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」 のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記５⑵へ問い合わせること。

⑷　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4　入札参加申込手続き

⑴　申込方法
入札参加希望者は、４（５）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式５）又は都度委任状（様式６）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

ａ　入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

ｂ　電子入札においては、復代理は認めない。

ｃ　委任期間は当該年度内を限度とする。

ｄ　代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

ｅ　原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

⑵　電子調達システムによる証明書等の送信方法
　電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

⑶　ファイル圧縮方法の指定
　ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

⑷　ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、１つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５⑵の契約係担当者に手渡すこと。
　直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５⑵にその旨を連絡すること。
　なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

⑸　証明書等の提出期限　　令和7年2月6日　　17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

○紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））

⑹　証明書等審査結果の通知
　４⑴により提出された証明書等の審査結果を、　令和7年2月10日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※　入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を５⑵へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html

５　入札書及び関係書類の提出場所等

⑴　入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
政府電子調達システム　　https://www.geps.go.jp/
電子調達システムヘルプデスク　　TEL　0570-000-683

⑵　入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多　朋子
℡03-3591-6361　　内線 2821

⑶　入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和7年1月23日　から　令和7年2月6日　まで

⑷　入札書の提出期限
令和7年2月18日　17時00分

⑸　入札書の提出方法
①　電子調達システムによる場合
ア　入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
イ　入札書等の記載事項
a　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
b　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c　入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
（電子認証書を取得している者であること。）

ウ　入札書等の提出
a　入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
b　電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

②　紙による入札の場合
ア　入札書の様式は、別紙－1によるものとする。
イ　入札書等の記載事項
a　契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
b　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
c　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
d　入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

e　受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社　代表取締役（社長）　○○　○○　代理
東京都千代田区霞ヶ関２－１－３
海保株式会社　東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○　○○　印

ウ　入札書等の提出

a　入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ　郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等おいて当該信書物（同法第２条第３項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

⑹　入札の無効

①　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

ア　委任状が提出されていない代理人のした入札

イ　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ　記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ　金額を訂正した入札

オ　誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク　競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ　競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

②　電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式４）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

⑺　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

⑻　開札の日時及び場所

日時：令和7年2月19日　　15時20分

場所：海上保安庁入札室

⑼　開札

①　電子調達システムによる場合

ア　開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

②　紙による場合

ア　開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ　開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑵　入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑶　落札者の決定方法

①　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に 記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

⑷ 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

⑸ 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑹　発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

　発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
　障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑺　支払条件は履行完了後、半年払いとする。

⑻　上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
　　https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html

⑼　入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

⑽「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

⑾ 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

別紙-1

入　札　書

一金

ただし　　排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は２以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

様式-1

紙入札方式参加願

（　　総 20　　）

１．発注件名　　排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和　年　月　日

資格審査登録番号(業者コード)
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者氏名
代表者役職
電子くじ番号
（連絡先）
電話番号
メールアドレス

入札者
住　　所
企業名称
氏　　名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　殿

※１．入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。
２．電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の３桁の数字を記載する。

様式-2　　（　　総 20　　）

紙契約方式承諾願

１．件　名　　排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

　上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和　年　月　日

住　　所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は２以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長　殿

（様　式-3）　一般競争入札方式

〇宛　　先：海上保安庁　総務部政務課　予算執行管理室　契約係

確　認　書

件　名：排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

本案件については、「**電子入札方式**」により参加します。

令和　　年　　月　　日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く

10数桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

【取得者名】

（左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。）

＊今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

＊上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

（担当者連絡先）※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

様式-4

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

2. 変更後の電子証明書番号

3. 変更理由
　上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長　　殿

上記については承諾します。

殿

令和　　年　　月　　日
支出負担行為担当官
　海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書（様式4）を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者（海上保安庁）は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式-５

期　間　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間　令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

委任事項

令和　年　月　日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

様式-６

都　度　委　任　状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理 」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

１.

令和　 年　 月　 日

委任者　住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　服部　真樹　殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）:
担当者（会社名・部署名・氏名）:
連絡先1:
連絡先2:

令　和　７　年　度

総 契 第 ２ ０ 号

請負契約書（役務）

請 負 契 約 書 （役 務）

収 入
印 紙

１　契　約　件　名　　排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理

２　契　約　金　額　　金　　円
　　うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金　　円

３　引　渡　期　限　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　引　渡　場　所　　海上保安試験研究センター（東京都立川市泉町１１５６）

５　契 約 保 証 金　　免除

上記請負作業について、発注者　支出負担行為担当官　海上保安庁総務部長　服部　真樹　は、
受注者　●●　と、次の条件により請負契約を締結する。

（総　　則）
第１条　受注者は、仕様書に基づき、頭書の仕事を完成し、引渡期限までにこれを引渡場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書の解釈等）
第２条　仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって行うものとする。

（監督職員）
第３条　発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。
２　受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。
３　受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
４　受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）
第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
２　前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）
第６条　受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。
　なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
２　前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
３　受注者は、第１項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面

（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

５　第１項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第７条　受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

２　受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第８条　発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（貸与品）

第９条　発注者は、仕様書に記載する貸与品を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

２　受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

３　受注者は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

（納入期限の変更等）

第１０条　発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（納入の通知及び検査）
第１１条　受注者は、成果品を納入するときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。
２　発注者は、前項の納入通知を受けたときは、納入場所において、検査を行うものとする。
３　発注者は、第１項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。
４　受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（成果品の引渡）
第１２条　受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。
２　成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第１３条　発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡し受けることができるものとする。
２　前２条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

（成果品の転用）
第１４条　受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

（請負代金の支払）
第１５条　発注者は、受注者が履行完了後半年毎提出する適法な支払請求書を受理してから３０日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。
２　発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第１６条　発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

２　遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年２．５パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（引渡期限の延伸）

第１７条　受注者は、引渡期限までに成果品を引き渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に引渡期限の承認を求めなければならない。

２　発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第１８条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年３パーセントとする。ただし、請負金額の１０分の１を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

（危険負担）

第１９条　成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

（契約不適合責任）

第２０条　受注者は、成果品の所有権移転後１年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

（契約の解除）

第２１条　下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　受注者から解除の申出があったとき。

（２）　受注者が第４条、第５条及び第６条の規定に違反したとき。

（３）　前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

（４）　この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。

（５）　受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

２　前項第１号から第４号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第１号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

３　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（６）　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（７）　受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

４　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第２２条　発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後３０日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

２　前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第２３条　この契約により発注者が受注者から収得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

２　前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、違約金等が１，０００円未満の場合は、この限りではない。

３　第１６条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項中「年２．５パーセント」とあるのは「年３パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」、第３項中「１００円」とあるのは、「１円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第２４条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第２５条　本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

（契約外の事項）

第２６条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書２通を作成し、発注者受注者各１通を保有する。

令和７年４月１日

住　　所　東京都千代田区霞が関２－１－３

発注者

氏　　名　支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長　服部　真樹

住　　所

受注者

氏　　名

令和７年度

排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理仕様書

海上保安庁

1. 総則

1.1 排水処理装置運転保守管理

海上保安試験研究センターに設置してある排水処理装置の機能を維持し、効率的に運転するために、この仕様書の定めるところにより、装置の運転、点検及び保守を行うものとする。

1.2 排ガス処理装置保守管理

海上保安試験研究センターに設置してある排ガス処理装置の機能を維持するために、この仕様書の定めるところにより、装置の点検、測定及び保守を行うものとする。

1.3 再委託承諾申請書の提出

請負業者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(別紙様式)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合はこの限りでない。

2. 施設の名称、所在地

名　称　　海上保安試験研究センター

所在地　　〒190-0015　東京都立川市泉町１１５６

電　話　　０４２－５２６－５６３０

3. 期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

4. 用語の意義

(1) 支出負担行為担当官海上保安庁総務部長を「発注者」とし、請負業者を「受注者」という。

(2) 発注者に監督すべきことを命ぜられた職員を「監督職員」という。

(3) 発注者に検査を行うために命ぜられた職員を「検査職員」という。

5. 排水処理装置運転保守管理

5.1 装置概要

(1) 製　　造　　株式会社ダイキアクシス

(2) 処理能力　　０．５m^3／２回／日

(3) 処理方式　　凝集沈殿＋活性炭＋キレート吸着方式

(4) 使用機器　　設計計算書参照

5.2 処理概要

反応槽工程タイムチャート参照

5.3 作業内容

受注者は、作業員を派遣し、以下の作業を実施すること。

5.3.1 運転作業

(1) 毎月１回、排水処理装置にかかる薬品調整等の自動運転補助を行うこと。

また、同時に機器の整備等の作業及び吸着ポンプ吸い込み側に設置されているストレーナの清掃を行うこと。

(2) 各機器の運転状態及び各計器の指示値を確認、記録し必要な調整を行うこと。

(3) 運転にて発生した脱水ケーキは、散乱しないようドラム缶に回収し設備内に保管、または監督職員の指示する場所に搬出すること。

(4) 各機器取扱説明書による点検、保守を行い、必要な整備、軽微な補修を行うこと。

(5) 排水処理装置建屋内の清掃を行うこと。

5.3.2 活性炭、キレート樹脂、ｐＨ電極、ＯＲＰ電極交換作業

(1) 活性炭、重金属キレート樹脂を期間内に２回交換し、ｐＨ電極３本、ＯＲＰ電極１本を期間内に１回交換すること。

(2) 実施日については、監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(3) 活性炭吸着塔及び重金属キレート樹脂塔（以下「各塔」という。）内の活性炭及びキレート樹脂、支持砂利（以下、「充填材」という。）の全量を取り出し、各塔内を清掃すること。

(4) 各塔に別紙１のとおり、充填材を充填すること。

(5) 交換作業後、各塔の通水及び空気抜きを行い、各塔からの漏水等異常がないことを確認すること。

(6) 取り出した充填材及び本作業において発生した廃材は、関係法令に従い適切に処理すること。

5.3.3 その他

(1) 監督職員より故障等の連絡を受けたときは、すみやかに作業員を派遣し運転可能な状態にすること。

(2) 点検等のため装置を停止させるときは、監督職員の了承を得たうえで行うこと。

6. 排ガス処理装置保守管理

6.1 装置概要

(1) (株)ダルトン製 排ガス洗浄装置（ＳＣ－１（無機ガス排気）系統、仕様は別紙２）

(2) (株)ダルトン製 排ガス脱臭装置（ＳＣ－２（有機ガス排気）系統、仕様は別紙２）

(3) (株)ダルトン製 押し込み型スクラバー（ＳＣ－３（過塩素酸排気）系統、仕様は別紙２）

(4) (株)ダルトン製 第２鑑定室局所排気設備（有機ガス排気、仕様は別紙２）

6.2 作業内容等

受注者は、作業員を派遣し、以下の作業を実施すること。

6.2.1 通常点検

次の点検を毎月１回行うこと。

(1) 水漏れ、ひび割れ等外観の異状の有無を確認すること。

(2) 異音、振動等、各機器の運転状態に異状がないことを確認すること。

(3) 各計器の指示値に異状がないことを確認すること。

(4) 循環タンク、薬液タンクの水位、汚れの有無を確認すること。

(5) ｐＨ計の校正を行うこと。

(6) 排気ファンＶベルト、パッキン類を点検すること。

(7) 排気ファンベアリングの点検と必要があれば、グリスアップをすること。

(8) 点検後、必要な整備、軽微な補修を行うこと。

6.2.2 年次点検

通常点検と併せて次の点検を期間内に１回行うこと。

(1)　漏電遮断器、警報回路、遠隔回路等の電気設備を点検すること。

(2)　下記の活性炭フィルターエレメント及びプレフィルターを交換すること。

排ガス脱臭装置用

・活性炭フィルターエレメント（日本無機製、型式 PUR-56-C 用、サイズ 410mm×600mm×36mm、活性炭入り）３２個

・プレフィルター（日本バイリーン製、型式 PS/600N、サイズ 610mm×610mm×20mm）４枚

第２鑑定室局所排気設備用

・活性炭フィルターエレメント（日本無機製、型式 PUR-56-C 用、サイズ 410mm×600mm×36mm、活性炭入り）８個

・活性炭フィルターエレメント（日本無機製、型式 PUR-56H-C 用、サイズ 410mm×295mm×36mm、活性炭入り）８個

・プレフィルター（日本無機製、型式 DS-300-31-M、サイズ 610mm×610mm×12mm）１枚

・プレフィルター（日本無機製、型式 DS-300-31H-M、サイズ 610 mm×305 mm×12mm １枚

(3)　排風機（４台）のＶベルトを交換すること。

(4)　ｐＨ電極２本を交換すること。

(5)　ドラフトチャンバー（１１台）、卓上フード（２台）の点検、風量測定を行うこと。

6.2.3　その他

(1)　監督職員より故障等の連絡を受けたときは、すみやかに作業員を派遣し運転可能な状態にすること。

(2)　点検等のため装置を停止させるときは、監督職員の了承を得たうえで行うこと。

7.　遵守事項等

7.1　作業従事時間

受注者は原則として海上保安試験研究センターの勤務時間内において、海上保安試験研究センターの業務に支障のないように作業を行うものとする。

実施日時は、監督職員と受注者とで協議のうえ決定することとし、作業日程表、緊急連絡表を作成し監督職員に提出すること。

7.2　作業責任者

受注者は、派遣する作業員の中から、以下に該当する者を作業責任者として選任すること。

(1)　実験廃水及び有害ガス処理装置の原理、構造及び運転方法を理解しており、故障等不具合が発生したとき、適切に処置でき、原因の究明、改善策等を、監督職員に助言ができること。

(2)　海上保安試験研究センターに設置してある装置(5.1、6.1 装置概要)と同等もしくはそれ以上の性能を有する装置の運転、点検作業に１年以上継続して従事した経験を有すること。

7.3　報告事項

(1)　作業員は、作業中に故障が発生したとき、またはその兆候を発見したときは必要な処置を行ったのち、直ちに監督職員に報告しその指示を受けること。

(2)　作業員は、排水処理装置の運転作業、排ガス処理装置の通常点検終了時、報告書を作成し監督職員に提出のうえ、確認を受けること。

(3)　作業員は、排水処理装置の活性炭、キレート樹脂、ｐＨ電極、ＯＲＰ電極交換作業、排ガス処理装置の年次点検終了後、速やかに写真、図面等を添付した報告書を監督職員に提出すること。

7.4　事故防止

作業員は、排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理の実施にあたっては、事故防止に留意し、安全確保に努めなければならない。

7.5　損害賠償

受注者は、作業員の故意過失等により、海上保安試験研究センターの施設及び第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者及び監督職員に報告するとともに、その賠償の責任を負うものとする。

8.　経費の負担区分

8.1　発注者が負担する経費

(1)　各装置の運転、作業に必要な光熱水料

(2)　各装置の運転に必要な薬品

(3)　各装置の交換を必要とする機器の部品

(4)　排水処理装置にて発生した脱水ケーキを回収するドラム缶

(5)　排水処理装置で交換する活性炭、キレート樹脂、ｐＨ電極、ＯＲＰ電極

(6)　排ガス処理装置の年次点検で交換するｐＨ電極

8.2　受注者が負担する経費

(1)　各装置の点検、軽微な補修に必要とする器具、工具類

(2)　各装置の軽微な補修費

(3)　各装置の整備、軽微な補修に必要とする雑材、消耗品

(4)　排ガス処理装置の年次点検で交換する活性炭フィルターエレメント、プレフィルター及びＶベルト

(5)　各装置の作業報告書等の作成に要する費用

9.　支払条件

履行完了後、ただし６ヶ月ごと（年２回払い）

10.　検査

排水処理装置運転保守管理及び排ガス処理装置保守管理完了後、検査職員による検査を受け、検査合格をもって完了とすること。

11.　協議事項

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ、疑義の解決を図り、その指示に従うこと。

別紙1　活性炭吸着塔・キレート樹脂塔ろ材

活性炭吸着塔			キレート樹脂塔		
1	砂利No.5	13L	1	砂利No.5	7L
2	砂利No.4	13L	2	砂利No.4	7L
3	砂利No.3	13L	3	砂利No.3	7L
4	活性炭	10kg×6	4	活性炭キレート樹脂	25Lg×3
形状　直径0.40mΦ×胴高1.8m			形状　直径0.30mΦ×胴高2.0m		

砂利No.5　8から12mm
砂利No.4　4から8mm
砂利No.3　2から4mm

別紙2 排ガス処理装置 仕様

1. 排ガス洗浄装置（SC-1（無機ガス排気）系統）

仕様

処理風量	120m^3/min
機内圧損	450Pa
洗浄水量	230L/min
貯水量	900L
洗浄方式	NaOHによる循環洗浄
電 源	AC200V 3φ 10KVA
排風機	1台
型式	ターボ型
仕様	120m^3/min×1200Pa
電動機	5.5kw 全閉外扇防沫屋外モーター
循環ポンプ	1台
型 式	ケミカルポンプ
仕 様	口径65φ 230L/min×4.5m
電動機	0.75kw 全閉外扇防沫屋外モーター
温調器	温度範囲 2～40℃ 温度上昇で開
凍結防止ヒーター	1φ 1kw 空焚防止サーモ(80℃)内蔵
ドラフトチャンバー	DFC10 3台

2. 排ガス脱臭装置（SC-2（有機ガス排気）系統）

仕様

処理風量	203m^3/min
機内圧損	400Pa(最終)
洗浄方式	活性炭吸着
電 源	AC200V 3φ 9.4KVA
排風機	1台
型式	シロッコ型
仕様	203m^3/min×850Pa
電動機	7.5kw 全閉外扇防沫屋外モーター
ドラフトチャンバー	DFC10 7台

3. 排ガス洗浄装置（SC-3（過塩素酸排気）系統）

仕様

処理風量	19.3m^3/min
機内圧損	450Pa
洗浄水量	100L/min
貯水量	350L
洗浄方式	NaOHによる強制気液接触洗浄
電 源	AC200V 3φ 4.5KVA
排風機	1台
型式	シロッコ型
仕様	19.3m^3/min×8509.2kPa
電動機	2.2kw 全閉外扇防沫屋外モーター
循環ポンプ	1台
型 式	ケミカルポンプ
仕 様	100L/min×4.5m
電動機	0.4kw 全閉外扇防沫屋外モーター
温調器	温度範囲 2～40℃ 温度上昇で開
凍結防止ヒーター	1φ 1kw 空焚防止サーモ(80℃)内蔵
ドラフトチャンバー	DFC10 1台

4. 第２鑑定室（有機ガス排気）

仕様

処理風量	46m^3/min
機内圧損	約250Pa
洗浄方式	活性炭吸着
電 源	AC200V 3φ 8KVA
排風機	1台
型式	片吸込型
仕様	46m^3/min×550Pa
電動機	1.5kw 全閉外扇防沫屋外モーター
卓上フード	TQ-600-2 2台

海上保安試験研究センター

分析排水処理設備

設 計 計 算 書

令和３年７月12日

株式会社ダイキアクシス

設計条件

排水用途　　分析排水

処理方式　　凝集沈殿＋活性炭＋キレート吸着方式

流入水量　　1.0m³/日×20日/月＝20.0m³/月

処理水量　　0.5m³/回×2回/日

計画水質

項　目	計画流入水質	目標処理水質
カドミウム	1.0 mg/L	0.03mg/L
鉛	10mg/L	0.1mg/L
六価クロム	5.0mg/L	0.5mg/L
砒素	5.0mg/L	0.1mg/L
総水銀	0.050mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀	—	検出されないこと
総クロム	20mg/L	2mg/L
銅	30mg/L	3mg/L
亜鉛	50mg/L	2mg/L
フェノール	10mg/L	5mg/L
鉄	100mg/L	10mg/L
マンガン	50mg/L	10mg/L
フッ素	150mg/L	8mg/L
BOD	—mg/L	—mg/L
SS	100mg/L	10mg/L
n-ヘキサン	50mg/L	5mg/L
pH	2～12	5.0～9.0

容量計算

取水槽
滞留時間　流入水量の１日分とする。
必要容量　1m³/日×1日＝1.00m³
有効容量　2.00m³　1.0×2.0×1.0
付属設備　取水ポンプ、水位電極

取水ポンプ仕様
型　式　自吸式 SUS 陸上ポンプ
口　径　32A
揚水量　0.06m³/分
揚　程　10.0m
動　力　1.5kW
台　数　2台

原水槽
滞留時間　1/4ヶ月分以上とする。
必要容量　20.0m³/月×1/4月＝5.00m³
有効容量　13.3m³　2.5×2.5×1.4＋1.0/3(2.5×2.5＋1.75×1.75+2.5×1.75)
付属設備　原水ポンプ、原水撹拌送風機、水位電極

原水ポンプ仕様
型　式　SUS 陸上ポンプ
口　径　50A×40A
揚水量　0.20m³/分
揚　程　8.0m
動　力　0.75kW
台　数　2台

原水撹拌送風機仕様
型　式　ルーツ
口　径　25A
風　量　0.25m³/分
風　圧　35.0kPa
動　力　0.75kW
台　数　1台

凝集反応槽
1バッチ処理を0.500m³とし1日2回処理とする。
必要容量　0.500m³/回×1回＝0.500m³
有効容量　0.508m³　1.2²π/4×0.45
付属設備　撹拌機、pH 計、ORP 計、電動弁、汚泥引抜ポンプ
台　数　1台

処理工程を下記タイマー制御する
流入工程　6分　原水ポンプ運転、凝集反応槽を満水にする。所定水位で撹拌機運転
中和還元工程 20分　酸性の場合は苛性注入、アルカリ側なら硫酸第一鉄を注入した後、酸性～中性で中和制御を行う
混和工程1　15分　中性～アルカリ性で中和制御を行いながら塩化カルシウムを注入
凝集工程1　10分　高分子を注入し凝集フロックを粗大化させる
沈殿工程1　30～60分　撹拌機停止後、静置沈降分離
排泥工程1　2分　沈降汚泥の引抜

混和工程２　15分　中性で中和制御を行いながら硫酸バンド、キレートを注入
凝集工程２　10分　高分子を注入し凝集フロックを粗大化させる
沈殿工程２　30～60分　撹拌機停止後、静置沈降分離
排泥工程２　2分　沈降汚泥の引抜
排水工程　10分　直胴下部の自動上澄みバルブを開とし、上澄水を中継槽へ移送

薬品注入設備
苛性ソーダ　中和用
　タンク　PE製　100L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　300mL/分×0.1kW、30mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

硫酸　中和用
　タンク　PE製　100L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　100mL/分×0.1kW、30mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

硫酸第一鉄　還元及び凝集用
　タンク　PE製　50L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　300mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

硫酸バンド　凝集用
　タンク　PE製　50L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　300mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

塩化カルシウム　フッ素対策用
　タンク　PE製　50L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　300mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

液体キレート　水銀対策用
　タンク　PE製　50L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　30mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

凝集ポリマー　凝集助剤
　タンク　PE製　50L　揚水フロート付
　ポンプ　ダイヤフラム　300mL/分×0.1kW
　撹拌機　縦型　SUS×0.1kW

汚泥引抜ポンプ仕様
　型　式　SUS陸上ポンプ
　口　径　40A×25A
　揚水量　0.05m³/分
　揚　程　6.0m
　動　力　0.40kW
　台　数　2台

汚泥貯留槽
滞留時間　脱水機運転１回分の汚泥を貯留可能な容量とする。
必要容量　1回の脱水機運転により75L＝0.075m³の脱水ケーキが発生し、
脱水ケーキ含水率を75%とすると
0.075m³/回×(100－75)/(100－99)＝1.875m³/回（汚泥移送量）
1.875×1＝1.88m³
有効容量　2.64m³　1.2×2.0×1.1
付属設備　脱水機、汚泥撹拌送風機、水位電極

汚泥撹拌送風機仕様
型　式　ルーツ
口　径　20A
風　量　0.15m³/分
風　圧　20.0kPa
動　力　0.20kW
台　数　1台

脱水機
型　式　フィルタープレス
ろ過容量　75L　PP 製 600mm×20室
ろ過面積　10m²
動　力　汚泥圧入ポンプ0.75kW×2台付属
付属品　制御盤、送液ダイヤフラムポンプ

脱水ろ液槽
滞留時間　脱水ろ液量（1回分）の30分間分とする。
必要容量　汚泥圧入ポンプ運転時間を2時間とすると
1.875－0.075＝1.80m³/回（脱水ろ液量）
1.80÷2h×30/60＝0.450m³
有効容量　0.513m³
付属設備　脱水ろ液返送ポンプ、水位計

脱水ろ液返送ポンプ仕様
型　式　SUS 陸上ポンプ
口　径　40A×25A
揚水量　0.05m³/分
揚　程　6.0m
動　力　0.40kW
台　数　2台

中継槽
滞留時間　1バッチ処理水量とする。
必要容量　0.500m³×1＝0.500m³
有効容量　0.513m³
付属設備　中継ポンプ、循環ポンプ、水位計

中継ポンプ仕様
型　式　SUS 陸上ポンプ
口　径　32×32A
揚水量　0.03m³/分
揚　程　5.0m
動　力　0.40kW
台　数　2台

循環ポンプ仕様

型　式	SUS 陸上ポンプ
口　径	50×40A
揚水量	0.24m³/分
揚　程	10.0m
動　力	0.75kW
台　数	2台

活性炭原水槽

活性炭吸着塔、キレート塔の処理能力は 1.00m³/日を 4 時間で連続処理できる能力とする。

1.00m³/日÷4 時間/日＝0.250m³/時

滞留時間	1/4ヶ月分以上とする。
必要容量	20.0m³/月×1/4 月＝5.00m³
有効容量	13.3m³　2.5×2.5×1.4＋1.0/3(2.5×2.5＋1.75×1.75+2.5×1.75)
付属設備	吸着ポンプ、原水流量計、活性炭原水槽撹拌送風機、水位電極

吸着ポンプ仕様

型　式	SUS 陸上ポンプ
口　径	20A
揚水量	4.8L/分
揚　程	15.0m
動　力	0.40kW
台　数	2台

活性炭原水槽撹拌送風機仕様

型　式	ルーツ
口　径	25A
風　量	0.25m³/分
風　圧	35.0kPa
動　力	0.75kW
台　数	1台

活性炭吸着塔

ろ過速度	5.0m/時以下とする。
必要面積	0.250m³/時÷5.0m/時＝0.050m²
実面積	(0.40m)²×π÷4＝0.125m²
空塔速度	2.0/時以下とする。
必要活性炭量	0.250m³/時÷2.0/時＝0.125m³
実活性炭量	(0.40m)²×π÷4×1.0＝0.125m³
逆洗速度	25m/時以下とする。
逆洗流量	(0.40m)²×π÷4×25m/60＝0.06m³/分
逆洗水量	(0.40m)²×π÷4×25m/60×15＝0.900m³/回/日
形　状	直径 0.40mφ×胴高 1.8m×1 基(下向流圧力式)SS+ゴムライニング
付属設備	電動弁×5 個

キレート吸着塔

ろ過速度	6.0m/時以下とする。
必要面積	$0.250m^3$/時÷6.0m/時＝$0.042m^2$
実面積	$(0.30m)^2 \times \pi \div 4 = 0.070m^2$
空塔速度	10.0/時以下とする。
必要樹脂量	$0.250m^3$/時÷10.0/時＝$0.025m^3$
実樹脂量	$(0.30m)^2 \times \pi \div 4 \times 1.0 = 0.070m^3$
逆洗速度	6.0m/時以下とする。
逆洗流量	$(0.30m)^2 \times \pi \div 4 \times 6m/60 = 0.008m^3$/分
逆洗水量	$(0.30m)^2 \times \pi \div 4 \times 6m/60 \times 15 = 0.120m^3$/回/日
形　状	直径 0.30mφ×胴高 2.0m×1 基（下向流圧力式）SS+ゴムライニング
付属設備	電動弁×5 個

中和槽

滞留時間	移行水量の 30 分間とする。
必要容量	0.250×30/60＝$0.125m^3$
有効容量	$0.245m^3$
付属設備	撹拌機、pH 計

pH 計仕様

型　式	ガラス電極、超音波洗浄式
台　数	1 台

処理水槽

滞留時間	逆洗水量の 1 回分とする。
必要容量	$0.900m^3$
有効容量	$1.75m^3$　2.5×1.4×0.5
付属設備	監視 pH 計、活性炭逆洗ポンプ、活性炭逆洗流量計 キレート逆洗ポンプ、キレート逆洗流量計、積算流量計

監視 pH 計仕様

型　式	ガラス電極、超音波洗浄式
台　数	1 台

活性炭逆洗ポンプ仕様

型　式	SUS 陸上ポンプ
口　径	32×32A
揚水量	$0.06m^3$/分
揚　程	15.0m
動　力	0.75kW
台　数	1 台

キレート逆洗ポンプ仕様

型　式	SUS 陸上ポンプ
口　径	20A
揚水量	7.8L/分
揚　程	15.0m
動　力	0.40kW
台　数	1 台

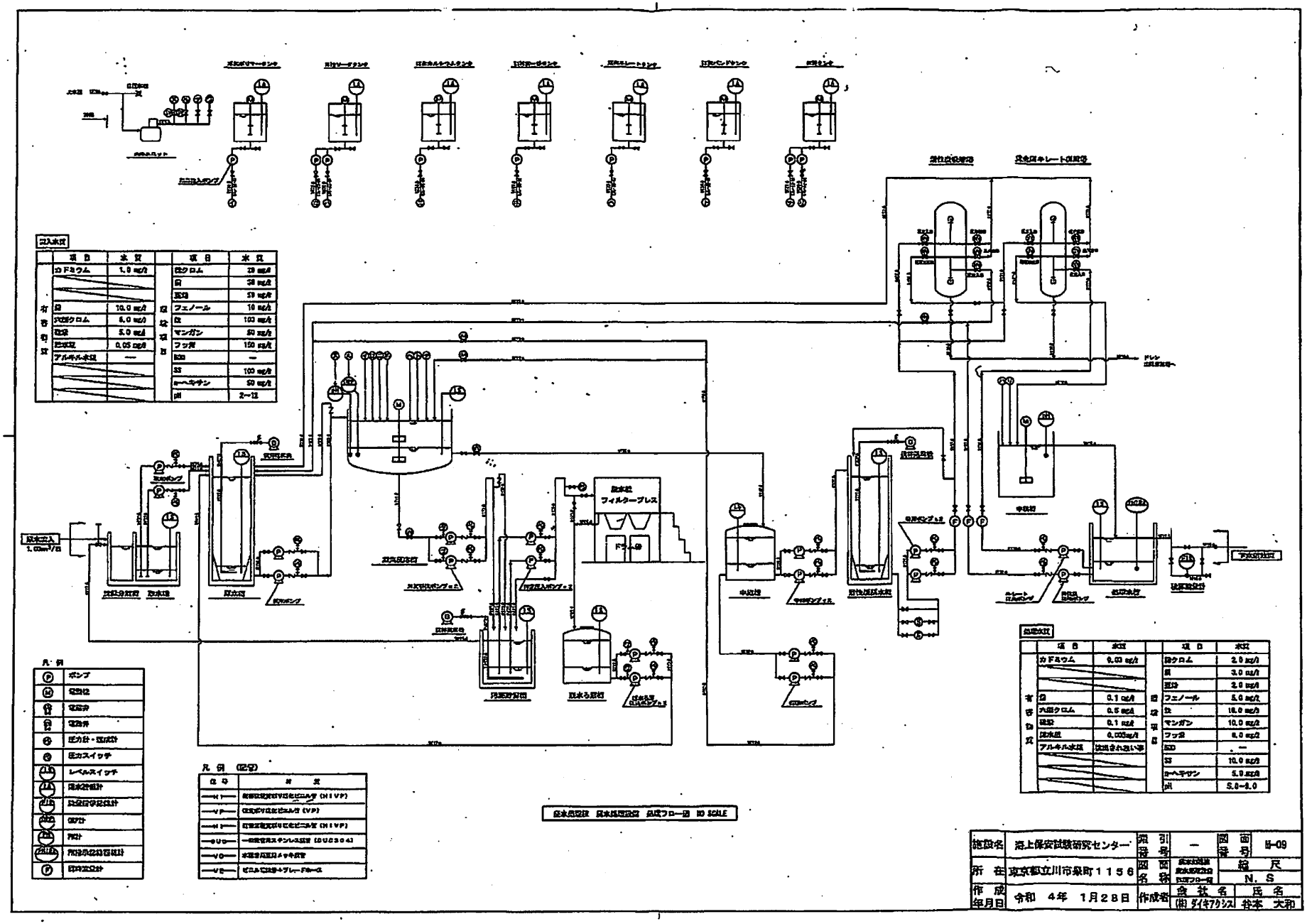
流入水質
項目 水質
カドミウム 1.0 mg/l
鉛 10.0 mg/l
六価クロム 5.0 mg/l
砒素 5.0 mg/l
ほう素 0.05 mg/l
アルキル水銀 —
総クロム 20 mg/l
銅 30 mg/l
亜鉛 30 mg/l
フェノール 10 mg/l
ニッケル 100 mg/l
マンガン 50 mg/l
フッ素 150 mg/l
BOD —
SS 100 mg/l
n-ヘキサン 50 mg/l
pH 2～12
凡例
ポンプ
電磁弁
電動弁
圧力計・真空計
圧力スイッチ
レベルスイッチ
流量計積算計
流量計(電磁流量計)
DO計
PH計
PH計(PH調整用)
圧力変換器
凡例 (記号)
記号 名称
—HT— 硬質塩化ビニル管 (HIVP)
—VP— 塩化ビニル管 (VP)
—HT— 耐熱硬質塩化ビニル管 (HIVP)
—SUS— ステンレス鋼管 (SUS304)
—VO— 水道用硬質塩化ビニル管
—VE— ゼオライト充填+プレーフロック
凡例 (記号)
記号 名称
—HT— 硬質塩化ビニル管 (HIVP)
—VP— 塩化ビニル管 (VP)
—HT— 耐熱硬質塩化ビニル管 (HIVP)
—SUS— ステンレス鋼管 (SUS304)
—VO— 水道用硬質塩化ビニル管
—VE— ゼオライト充填+プレーフロック
処理水質
項目 水質
カドミウム 0.03 mg/l
鉛 3.0 mg/l
亜鉛 2.0 mg/l
銅 0.1 mg/l
六価クロム 0.5 mg/l
砒素 0.1 mg/l
総水銀 0.005mg/l
アルキル水銀 検出されないこと
総クロム 2.0 mg/l
フェノール 5.0 mg/l
ニッケル 10.0 mg/l
マンガン 10.0 mg/l
フッ素 8.0 mg/l
BOD —
SS 10.0 mg/l
n-ヘキサン 5.0 mg/l
pH 5.8～8.0
排水処理設備 排水処理設備 処理フロー図 NO SCALE
施設名 港上保安試験研究センター
所在 東京都立川市泉町1156
作成年月日 令和 4年 1月28日
図面番号 B-09
縮尺 N.S
作成者 会社名 (株)ダイヤアクシス
氏名 谷本 大和

反応槽工程タイムチャート　（2ﾊﾞｯﾁ／日）

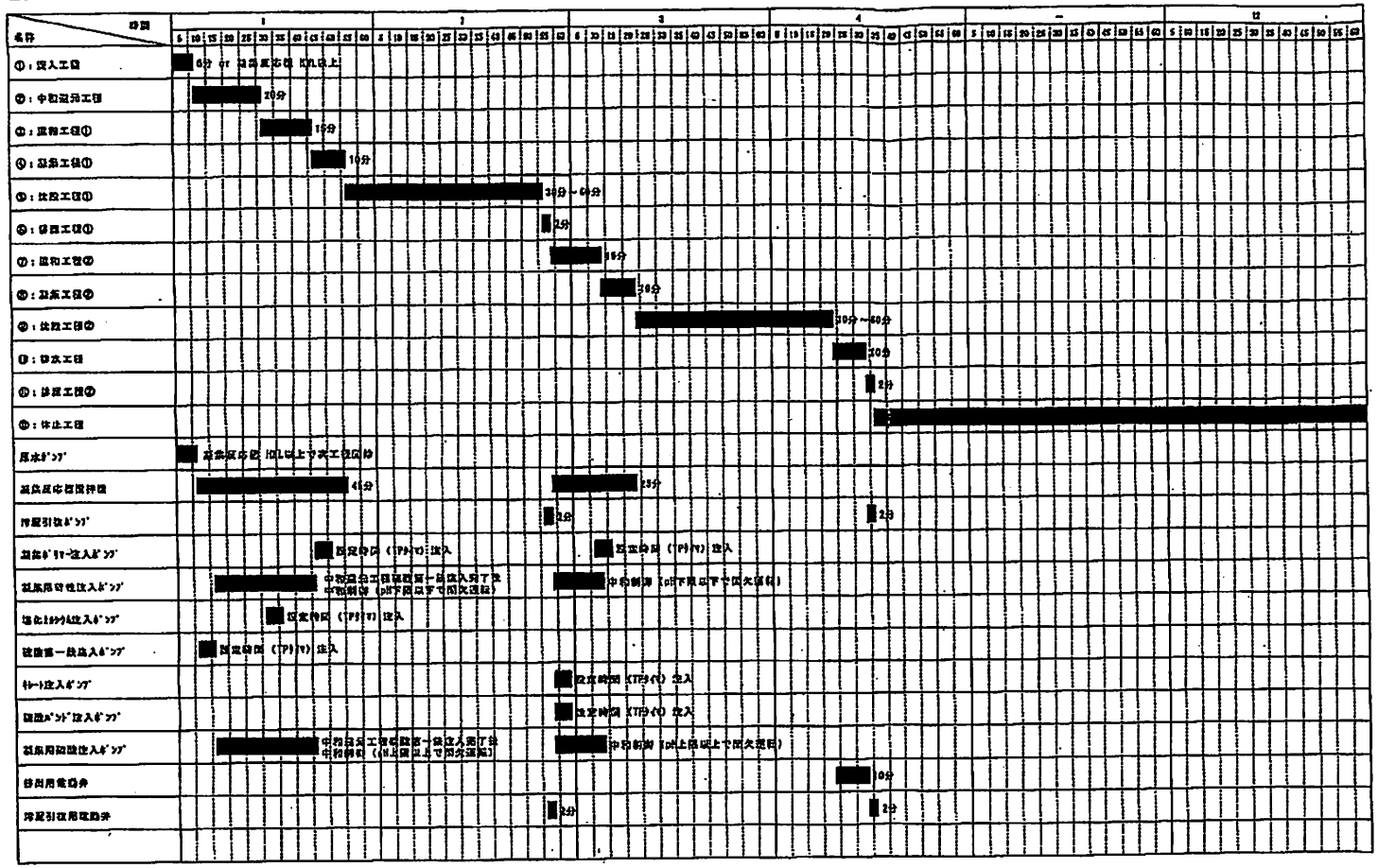

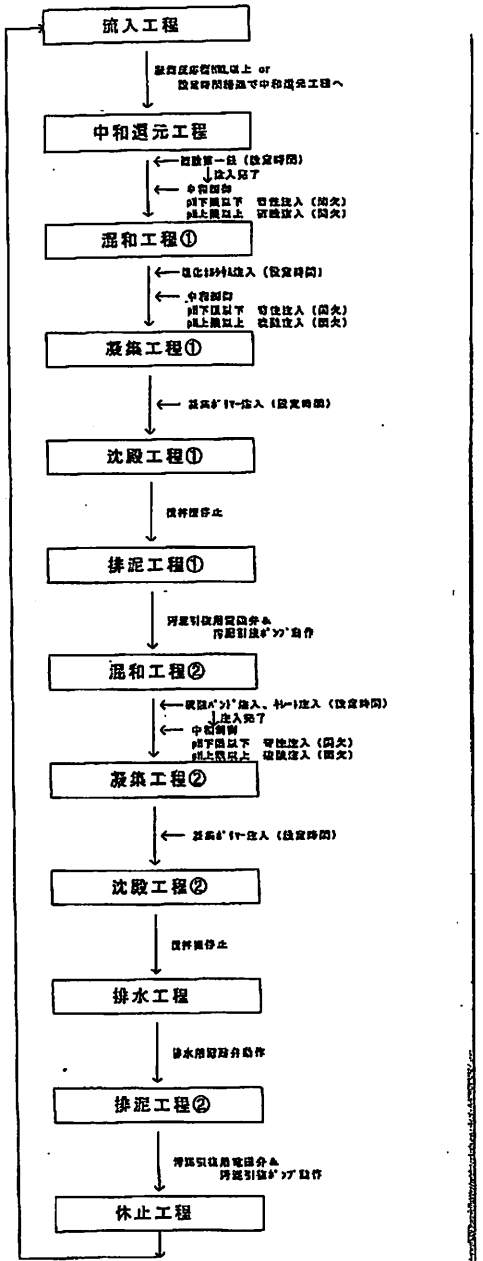

特記事項

1．薬品注入ﾎﾟﾝﾌﾟは凝集反応槽撹拌後に運動運転とする。

2．沈殿工程中に凝集反応槽pH異常が検出した場合は、凝集反応工程をストップし経過時間を表示 又 警報出力とする。
　凝集反応槽pH異常検出は沈殿工程中のみとする。（他工程の検出はなし）

処理能力　0.5㎥/回(約3.5時間)
計画排水量　1㎥/日(20日/月) 1日2回運転(自動運転)

脱水機(試算では月2回運転、手動運転)